

ホームページ上で公表することの説明

防災に必要な物資の備蓄状況の公表について（通知）

災害対策基本法第49条第2項により、地方公共団体において、平時から必要な物資を備蓄しておくことは重要であることから、地方公共団体の長が、毎年1回、物資の備蓄の状況を公表することとされました。

また、令和7年7月1日付け府政防第1051号及び消防災第104号で、内閣府政策統括官（防災担当）消防庁次長より「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」の通知があり、備蓄の在り方や公表すべき備蓄品目等が示されたところです。

和歌山県としての公表予定内容及び、各市町村の公表内容について示されたことから、北山村の備蓄物資等を公表することとなりました。

北山村の公表内容

北山村の備蓄物資等について以下の[リンク](#)から確認して下さい。

北山村の備蓄品（Excel）



<https://www.vill.kitayama.wakayama.jp/jumin/files/bichikuhinn.xlsx>